

保育料過誤徴収の還付

各市町村で定める保育料は子ども・子育て支援法に基づき、世帯の所得状況やその他の事情を勘案して国が定める基準額を限度として、定めることとされています。

見附市保育料規則で定める「見附市保育料基準額表」の階層の一部で、国が定める基準額を上回る設定とし、規則どおりに徴収していたため、過誤徴収が生じていました。このため過誤徴収分についてこのたび還付を行います。

1. 過誤徴収となった対象階層

【単位：円】

階層	市町村民税額 所得割額	H27. 4～現在 3 歳未満児		H27. 4～R1. 9 まで 3 歳以上児	
		市基準額 (国基準額)		市基準額 (国基準額)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
D5 の うち	41,000 円以上	22,000	21,600	18,000	17,700
	48,600 円未満	(19,500)	(19,300)	(16,500)	(16,300)
D8 の うち	90,000 円以上	32,000	31,500	27,000	26,500
	97,000 円未満	(30,000)	(29,600)	(27,000)	(26,600)

※3 歳以上児については、R1. 10 月から保育料無償化となっているため、以後の期間は、還付対象外

2. 還付対象期間

平成 27 年度から令和 6 年 8 月まで（10 年間）

（平成 27 年度に、国の基準額表、見附市保育料基準額表を改定）

3. 対象児童数・対象世帯数・概算還付額

・対象児童数 556 人

・対象世帯数 446 世帯

・概算還付額 9,256 千円

（ 最大還付額 75,000 円/人
平均還付額 16,647 円/人（児童）、20,753 円/世帯 ）

4. 今後の対応

- 保護者への謝罪と還付手続きを記した通知書を送付します。(10月送付予定)

- **平成27年度から令和5年度分**

対象者へ文書を送付し、保育料納付状況確認後、指定口座へ還付します。

※市で納付が確認できない認定こども園、広域入所利用者については、各園から納付済証明を発行してもらい納付を確認します。

- **令和6年度分**

過誤徴収分(約650千円)を令和6年度9月分以降の保育料で調整を行い、過年度分とは別に、案内を送付します。

- 9月議会へ補正予算案を提出し議決後、対象者へ速やかに還付事務を実施します。

5. 9月補正予算案

- (1) 還付金 9,290千円
- (2) 事務費 140千円

1 別紙

保育料基準額表（見附市保育料規則より）

3歳以上児は、令和元年
10月以降は無償化

保育料基準額表（保育認定）

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		保育料（1人当たりの月額）			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
		円	円	円	円
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0
B	A階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの保育料の算定にあっては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの保育料の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	令和元年改正	令和元年改正	3,500	3,400
C	均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	11,000	10,800	8,000	7,900
D1	所得割の額5,000円未満	13,000	12,800	10,000	9,800
D2	所得割の額5,000円以上28,800円未満	15,000	14,700	12,000	11,800
D3	所得割の額28,800円以上37,900円未満	17,500	17,200	13,500	13,300
D4	所得割の額37,900円以上41,000円未満	19,000	18,700	15,500	15,200
D5	所得割の額41,000円以上60,600円未満	22,000	21,600	18,000	17,700
D6	所得割の額60,600円以上73,800円未満	26,000	25,600	22,500	22,100
D7	所得割の額73,800円以上90,000円未満	29,000	28,500	25,500	25,100
D8	所得割の額90,000円以上110,800円未満	32,000	31,500	27,000	26,500
D9	所得割の額110,800円以上120,000円未満	35,500	34,900	28,500	28,000
D10	所得割の額120,000円以上137,500円未満	37,500	36,900	29,000	28,500
D11	所得割の額137,500円以上191,100円未満	38,500	37,800	30,000	29,500
D12	所得割の額191,100円以上237,700円未満	41,000	40,300	31,000	30,500
D13	所得割の額237,700円以上279,000円未満	43,500	42,800	32,000	31,500
D14	所得割の額279,000円以上370,000円未満	47,000	46,200	32,500	31,900
D15	所得割の額370,000円以上	48,000	47,200	33,500	32,900

国が定める基準額（抜粋）※1人当たりの月額

所得割額48,600円未満	19,500	19,300	16,500	16,300
所得割額97,000円未満	30,000	29,600	27,000	26,600